

今からでも遅くはない 企業経営者の味方 戦う弁護士がリアルに語る！

新春 労務リスク対策セミナー**参加
無料****自然災害時における企業の安全配慮の留意点**

業務中に地震などの自然災害によって従業員等が死傷してしまった場合労災として認定されるのでしょうか？企業には「安全配慮義務＝使用者責任」が生じるのでしょうか？

また台風や大雪などで通勤手段に影響が出て就労することができなかった場合や会社が営業することができなかった場合に、賃金の取り扱いなど労務上どのような問題が生じるのでしょうか？今回は、経営者側に立って、日夜ご活躍されている岸田弁護士を講師にお招きし、自然災害に関連して実務上問題になりそうな場面を例として、その実務対応と留意点について解説します。

- 会社が被害を受けて、就労ができない場合の従業員の賃金は？
- 会社で就労中に災害があって負傷した場合の会社の責任は？
- 自宅が倒壊して、従業員都合で就労できない場合の賃金は？
- 行方不明になってしまった場合の身分の問題、その他の対応は？
- 悪天候時に会社判断で早退させた、出勤時間を遅らせた場合の賃金は？
- お亡くなりになった場合の退職金の取り扱い、支払い先は？
- 復旧作業等で残業時間が大幅に伸びてしまった場合の対応とは？

皆さんで
考えてみましょう**2024年 1月30日(火) 15:00~17:00**受講
方法**WEBセミナー** Zoomによるオンライン配信セミナー**参加
無料**

対象者

経営者・管理者の皆さま

講演講師

杜若(かきつばた)経営法律事務所

パートナー弁護士 **岸田 鑑彦 氏**慶應義塾大学法学部法律学科卒業 明治大学法科大学院卒業
弁護士登録(第一東京弁護士会所属)企業法務。特に労働事件を使用者側に立って数多く取り扱い、
労働組合などにも対応申込
方法裏面のURLもしくは二次元バーコードより
WEBにてお申し込みください。申込
締切**2024年1月29日 17:00まで**※定員になり次第締め切りとさせていただきます。
いただく場合があります。

【主な著作・執筆】

・労務トラブルの初動対応と解決のテクニック

・2019年5月成立のパワハラ対策法に対応! 事例で学ぶ

パワハラ防止・対応の実務解説とQ&A(共著)

他 多数

